

(紹介手数料の返還)

甲：求人者 乙：株式会社ワークビュー

- 1 採用決定者が、甲に雇用された日から起算して3ヶ月未満の内に当人の一身上の都合で退職（以下「自己都合退職」という。）した場合は、乙は既に甲から受領した当該採用決定者についての紹介手数料の50%（以下「返還手数料」という。）を甲に返金するものとする。但し、甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なること、労働基準法等の法令違反に起因する退社の場合はこの限りではない。
- 2 甲は、自己都合退職の事実が判明した時点で乙に対し連絡するものとする。
- 3 返還手数料の返還は、採用決定者が甲を退社した日の属する月の末日締め、翌月末日までに、乙が甲の指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。なお振込手数料は乙の負担とする。
- 4 採用決定者が甲を退職した日の属する月の末日までに、甲が乙に対し連絡をしない場合、乙は甲に対し返還手数料を返還する義務を負わない。

許可番号 13-ユ-309334

事業所の名称及び所在地 株式会社ワークビュー

東京都港区南青山2-4-15 天翔南青山ビル3階 S304号室